

美佐野残土処分場予定地は多様性に富んだ御嵩のホットスポットであり貴重な湿地帯。  
トンネル残土で埋めるべきではない

添付資料 A.平成 27 年(2015)12/22・JR 東海への要望書→ (受け取り拒否)

B.平成 27 年(2015)11/23・環境省希少種保全推進室に対する提案書 (ハナノキ) →不採用

添付資料についての補足

\*平成 14 年 (2002) 御嵩町環境基本条例

町の責務「野生生物の種の保存や生物多様性の確保」

- ・レッドデータブック策定委員として 2005・植物 2007・2013・植物/鳥類を担当。

2002/4/22 美佐野地区鶉初調査で植物班調査員 4 名は、

「美佐野は御嵩に残された最後の秘境」と認識

\*平成 18 年 (2006) 御嵩町希少野生生物保護条例

- ・(2007~2019 年) 生物環境アドバイザー、希少野生生物保護監視員を委任される。

アドバイザーは条例に基づき、開発計画について現地調査を行い、2 名以上で意見書を提出する役割

例(御嵩町瓦礫処分場/各地の民間公共残土処分場/北山舗装吹付け工事/可児川河川改修/溜池耐震工事) 他  
しかし、美佐野残土処分場計画地では、アドバイザーの意見書は求められないまま進められた。

希少野生生物保護監視員は、希少種の盗掘、伐採、捕獲等の行為に対し過料を課す権限があるが、  
条例には町指定希少野生生物(植物 4・鳥 3・魚類 1・昆虫 1)が定められているが、配慮されていない。

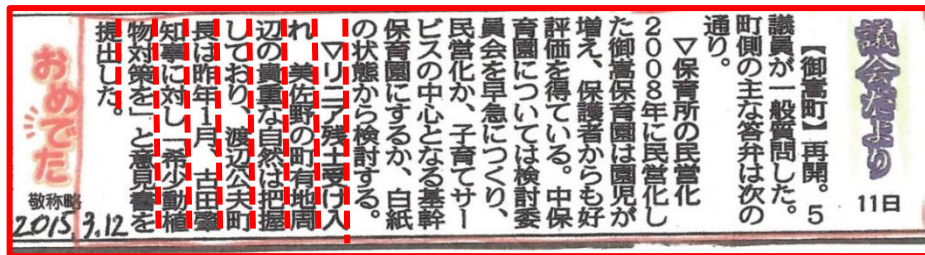


2005・2007・2013 年に御嵩町版レッドデータブックを発刊

\*美佐野地域は、希少種の宝庫・・・国・県・可児加茂地区のレッドデータブック記載種は植物だけでも  
(国) 10 種 (県) 18 種 (御嵩町) 21 種 (加茂) 13 種・・・全体で 30 種

東海地方の固有種が 6 種ある湿地帯であり、氷河期の遺存種で生きた化石と言われる植物が多い。

中でもハナノキ (国Ⅱ類・県Ⅱ類) は御嵩町全体 (250 本) の 3 分の 1 (83 本) シデコブシ (国/準・県Ⅱ類) は町全体 (300 本) の 3 分の 1 以上 (130 本) ミカワバイケイソウ (国Ⅱ類・県Ⅱ類) も町全体 (300 本) の 5 分の 1 (60 本) が集中して分布する。



御嵩町も県も JR も美佐野の貴重な自然を把握しているのになぜ埋立てるのか?  
2015/03/12 中日新聞

・2008/5/28 「生物多様性基本法」が国会で成立しました。事業者立案段階から生物多様性に配慮を求めるものです。都道府県レベルでも基本計画を定めることが求められ、岐阜県でも 2011 年 7 月「生物多様性岐阜戦略」が策定されました。この中には公共事業における生物多様性配慮・絶滅危惧種への保全がうたわれています。しかし、昨年開催されたフォーラムで JR は「御嵩町から希少種がなくなっても、近隣市町村にあるものは保全しない」と説明。耳を疑いました。

・1992 年ブラジル・リオで行われた地球サミットで締結された「生物多様性条約」、2010 年には愛知県名古屋で第 10 回締約国会議 (COP10) が開催されました。2020 は生物多様性の世界目標である「愛知目標」の目標年「国連生物多様性の 10 年」の最終年で、プレイベントが開催されました。

その会場のマメナシ保全のブースで、大村愛知県知事が「申し訳なかった」と声を掛けられたのです。県の改修工事で 1 本のマメナシが誤って伐採されたことを知っておられたことに一同驚きました。ハナノキは愛知県の県木です。美佐野が愛知県だったら埋立てられないのではないのでしょうか?

「国策」であるリニア事業であるなら、法を遵守し、国際的に非難を受けるような自然破壊を行ってはいけません。

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 柘植康英 殿

## 岐阜県可児郡御嵩町美佐野地内に於ける 中央新幹線建設発生土活用（受入）検討候補地に対する要望書

平成 27 年 12 月 22 日

「御嵩町・ハナノキ調査グループ」

「オオタカと美しい自然を守る会」

事務局、籠橋まゆみ

〒505-0121 岐阜県可児郡

### 要望事項

- ・岐阜県可児郡御嵩町美佐野地区は、中央新幹線建設発生土活用候補地として不適切な地域であり、候補地から除外されるよう要望する。

### 要望理由

御嵩町では平成 14 年 4 月 1 日、御嵩町環境基本条例を制定し、その取り組みの一つとして「御嵩町版レッドデータブック」が平成 17 年・平成 19 年・平成 25 年に発刊されている。

候補地となっている美佐野地区は、町のレッドデータブックに掲載される種及び岐阜県、環境省のレッドリスト種が数多く生息する生物の多様性に富んだ地域である。

特に、東海丘陵要素植物であるハナノキ（国、県Ⅱ類）シデコブシ（国・準、県Ⅱ類）ミカワバイケイソウ（国、県Ⅱ類）クロミノニシゴリやカザグルマ（国・準、県Ⅱ類）の生育する湿地帯である。このような東濃地方の湧水湿地はラムサール条約に登録された「東海丘陵湧水湿地群」（愛知県豊田市）と同等の重要性を持つ、全国的にも特異な地域であり、保護すべき環境である。

また、ホンゴウソウ（国Ⅱ類、県Ⅰ類）は現在 3 地点で確認され、群生地としては岐阜県最大と思われる。ヒナノシャクジョウ（県Ⅱ類）も候補地全体で生育する。

鳥類では IUCN 及び国の絶滅危惧Ⅱ類に指定されているミゾゴイの生息地であり、営巢の可能性も濃厚である。候補地内（町有地・民有地）では、サシバ（国Ⅱ類、県・準）ハチクマ（国、県・準）オオタカ（国、県・準）ツミ（県・不足）フクロウ（県・準）ヤマドリ（県・準）ヒクイナ（国・準、県Ⅱ類）サンショウクイ（国Ⅱ類、県・準）ヤマセミ（県・準）サンコウチョウ（県・準）アオバト（県・不足）クロジ（県・不足）クロツグミ（町リスト）カイツブリ（県・準）オシドリ（国・不足、県・準）アカショウビン（県・準）ヨタカ（国、県・準）が観察され、営巢確認されている種も多い。

木屋洞川上流域は、アカハライモリ（国・準）が数箇所で見られる他、アズマヒキガエルの卵塊も毎春観察され、タゴガエルの町内一の生息地でもある。

春の女神ギフチョウ（国Ⅱ、県・準）も確認され、食草であるヒメカンアオイの群生地もある。

このような地域は、御嵩町内に二つとなく、中央新幹線建設発生土の埋立ては、罰則規定の有無にかかわらず、法治国家の基礎であるコンプライアンスから考えれば、あり得ない自然破壊である。立ち止まって、冷静に是非善悪を議論・検証し、世界に誇れる英知溢れる事業を展開して欲しいと考える。

備考（Ⅱ類＝絶滅危惧Ⅱ類 I 類＝絶滅危惧Ⅰ類 準＝準絶滅危惧種 不足＝情報不足）

※平成 27 年（2015）12 月 22 日、JR に拒絶され手渡すことが出来なかった要望書。  
希少種の内容やカテゴリーは 2015 当時のものであり、現在（2023）とは異なる点がある。

## 国内希少野生動植物種の選定に関する提案書

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第4条第3項に基づく国内希少野生種の指定について、次のとおり提案します。

平成 27年 11月 23日

提案者の氏名： (御嵩町・ハナノキ調査グループ)  
 (団体の場合は団体名、部署名、担当者名) 籠橋まゆみ  
 郵便番号・住所：〒505-0121 岐阜県可児郡  
 電話番号：

環境省希少種保全推進室長 殿

指定を提案する種名及び学名	ハナノキ <i>Acer pycnanthum</i> K.Koch
提案の理由	御嵩町版レッドリスト策定に関わり、ハナノキの後継樹がないことに危機感を抱き、分布調査を行った。その中で、知名度の低さから幼木や若木が伐採されている実情を知った。また、生育地は谷筋や湿地であることから、最近では町内最大の自生地がリニアの残土処分場予定地となっている。ハナノキの未来を憂慮し、自生地の保全が不可欠と考える為。
当該種の分布及び生息の状況	岐阜県東濃地方・愛知県北部・長野県南部の他、長野県大町市居谷里湿原に隔離分布。東海地方の恵那山を中心とした半径50kmという限られた地域に遺存的に分布する東海地方の固有種で、東海丘陵要素植物の1つ。木曾川・阿木川などを中心とした流域の低湿地に生育し、成木総数(径5cm以上)は2000本程といわれる。
当該種の減少要因	生育地である低湿地の開発(住宅地・工業団地・ゴルフ場・道路・残土処分場建設など)により、自生地が消失し、集団の分断・孤立化が進んでいる。径5cm以上のハナノキが100個体を超えるのは3ヵ所のみで、50個体以下の集団が多い。また、次世代を担う後継樹がない地域が多く、成木の寿命とともに自生地が消滅する危険性もある。
当該種の保全取組の現状及び今後の予定	ハナノキに関心を寄せてもらうため、冊子を編集した。土地の所有者や管理者に、保全への協力を呼び掛けるとともに、森林化が進み、後継樹が生まれにくい地域では、光環境の確保のための伐採や下草刈りなどの手入れを行う。毎木調査は一通り終了したが、定期的なパトロールを行い観察を継続する。
希少野生動植物種保存基本方針との合致	第2. 1. (1) <u>ア・ウ</u> に該当
その他	ゴルフ場開発により多くの自生地が集団的に犠牲となった。人工林に囲まれている地域も多い。リニア残土処分場はすでに開発許可地である。